

等価変換創造学会

会 則

2019年1月1日

(名称)

第1条 本学会は「等価変換創造学会」と称する。

(目的)

第2条 本学会は我が国で開発された創造理論「等価変換展開理論」(通称「等価変換創造理論」)をもって実社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 1) 以上の目的を達成するため、会員による研究活動をベースに、各種の情報発信を行うとともに、NPO 法人日本創造力開発センター (JCDC) と緊密な提携を行う。
2) NPO 法人日本創造力開発センター (JCDC) と緊密な連携を行うために、等価変換創造理論の指導者認定制度を設けて、該当者に「等価変換創造理論の指導者認定証書」を授与する。

(会員)

第4条 1) 本学会の会員は等価変換創造理論を研鑽した者および会員の推薦による者をもって会員とする。
2) 入会の承認は、本学会運営幹事の合意によるものとする。
3) 会員のうちで「等価変換創造理論の指導者認定」を希望する者は、所定の要件を満たしたうえで本人の申請により「等価変換創造論の指導者認定証書」を授与されるものとする。なお所定の要件については別紙に定めるものとする。

(役員)

第5条 本学会に次の役員をおく。

- 1) 運営幹事 若干名をおき、本学会の全般的運営に当たる。
- 2) 代表幹事 運営幹事による互選で本学会の代表幹事を選出する
- 3) 監査役 運営幹事のうち1名を本学会の監査役とする。

(運営)

第6条 1) 本学会の運営は会員の合意により行い、会費徴収をもってこれを支弁する。
2) 定例研究会は、原則として大阪および東京において毎月1回開催する。
3) オブザーバーまたはゲストスピーカーは、代表幹事の承認の上、定例会に出席することができる。

(知的財産権等)

第7条 本学会において生じた知的財産権等は、原則として問題提起者に優先権を与えるものとする。但し他の会員の寄与が特に大きいと本学会が認めた場合に限り、知的財産権等を共有することもあり得るものとする。

(会費)

第8条 1) 本学会の会費は、年額10,000円とする。但し、臨時の出費は必要に応じて徴収するものとする。
2) 外国籍会員の会費は運営幹事会の協議により、別途これを定める。

(総会)

第9条 1) 総会は当該会計年度の当初に開催し、会計報告、役員改選、運営方針、その他の重要事項を審議する。
2) 総会の決議は出席者の過半数をもって行う。

(会計年度)

第10条 毎年12月1日より翌年11月末日とする。

(退会)

第11条 1) 本学会は、本学会の趣旨に反し、または著しく本学会の名誉を傷つけた者を、運営幹事会の合意により、除名することができる。
2) 正当な理由なく、2年間会費を滞納した者は、自動的に退会したものとみなす。

(事務局)

第12条 本学会の事務局を下記におく。

〒359-1111 埼玉県所沢市緑町4-27-41-206 川野 弘道 方

TEL&FAX 042-939-5109

付則 *本会則は1985年12月1日より施行する。
*本会則は1991年12月1日より施行する。
*本会則は1999年12月1日より施行する。
*本会則は2000年12月1日より施行する。
*本会則は2003年12月1日より施行する。
*本会則は2004年12月1日より施行する。
*本会則は2006年12月1日より施行する。
*本会則は2010年12月1日より施行する。
*本会則は2012年12月1日より施行する。
*本会則は2015年7月1日より施行する。
*本会則は2018年1月1日より施行する。
*本会則の「別紙」は2019年1月1日より施行する。